

全国保健医療情報ネットワークに 関する第1回WGでの主なご意見

平成30年5月9日

全国保健医療情報ネットワークについて

(総論)

- 個人情報保護法には完全に抵触しないとの根拠を明確に示す必要がある。
- 患者・医療従事者にとってのネットワークのメリットをわかりやすく示すべき。
- 保健医療情報ネットワークは、医療従事者が正しく活用できるための周知が必要であり、その期間を見込んで今後の工程表を作成すべき。
- 今回本ワーキンググループで検討していく取組を周知し、浸透させるための手法を検討する必要がある（登録患者及び参加機関の絶対数の増加）。

(仕組み①)

- 同意の取得方法などの共通の運用ルールの整備、患者識別番号による名寄せの正確性、職種ごとのアクセスコントロール、H P K I や施設識別のためのO I D の扱いなどの検討が必要。
- 責任分界点については、非常に難しい。ヘルプデスクの対応の違いや事務局の関与のあり方、システムの責任分界など、一定のルールを決めておくことが必要。
- 地域医療ネットワークの構築等の費用は運営費にばらつきがあるとのことだが、その解決を目指して検証や実証を行っているのか。
- 共有すべきミニマムな情報には、アウトカム情報の中から本当に必要なものを含めるべきで、検査結果を検査センターから収集することを考えるべき。また、病名はレセプトからではなく、サマリから確認することが必要。

(仕組み②)

- 基本的に現在各地域で行われている医療ネットワークの資産を生かしたうえで、まだネットワークを構築していない地域が参加しやすいシステムの提案を行う必要がある。
- ミニмумデータは、レセプト情報を主として、臨床検査情報を付加した位のミニмумな医療情報から始めてはどうか。
- 各ネットワークで閲覧するための共用ビューワーが必要と思われ、その制作のためにcsv、ss-mix2、UKE等、どの医療機関でも扱うことが可能な拡張子を決める必要があるのではないか。
- プライバシーに配慮（プライバシー・バイ・デザイン）しつつ、情報ネットワークが適切・効果的に運用されるよう、医療現場での利用シーンを想定した設計に留意すべき。
- 安定的な運用のため、幅広い関係者によるコスト負担に留意すべき。
- 規格やデータの標準化に留意すべき。

全国保健医療情報ネットワークについて

(仕組み③)

- 2016年度の調査事業や2017年度の総務省事業の結果を踏まえて、全国保健医療情報ネットワークそのもののゴールイメージを明確にすることが必要。
- 地域医療連携ネットワークと保健医療記録共有サービスの役割分担や、全国保健医療情報ネットワークとの関係についてさらに理解できるように詳しい説明をお願いしたい。
- 同意取得の方法についても議案として頂きたい。

(その他)

- 「全国保健医療情報ネットワーク」に関する議論と、「医療等分野における識別子（ID）」に関する議論を分けて議論する。あるいは、それぞれに対する作業部会を置き具体化に向けた協議を行った方が良いと思う。